

第2次周南市地産地消促進計画

「農」と「食」の強い結びつきによる地域活性化

共に。
周南市

平成28年3月

目 次

I	地産地消促進計画の策定にあたって	
1.	趣旨	1
2.	位置付け	1
3.	計画の期間	2
II	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	3
2.	基本目標	3
3.	施策の体系	4
III	地産地消の促進に向けた取り組み	
	基本目標	
	安全・安心な農林水産物の供給	5
	(1)担い手の育成・確保	
	(2)産地の育成強化	
	(3)農地の有効活用	
	(4)安全・安心の確保	
	(5)6次産業化の推進	
	地域内流通の仕組みづくり	10
	(1)消費者ニーズに対応した流通の多様化	
	(2)学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大	
	生産者と消費者の相互理解の促進	12
	(1)農林水産業とふれあう場の創出	
	(2)地産地消の普及・啓発の推進	
	(3)「食育」の推進	
IV	計画の推進体制	
	計画の推進体制	15
	《資料編》	
	周南市地産地消推進協議会 構成団体	16
	用語解説	17
	※本文中、番号)の記載があるものについて説明	

I 地産地消促進計画策定にあたって

1. 趣旨

本市は、瀬戸内海沿岸から中国山地にまで広がる豊かな自然と水、肥沃な土壌を持つ恵まれた環境に立地しており、水稻、野菜、果樹、魚介類など多彩な農林水産物が生産され、新鮮な食材を味わうことができます。

しかし、高齢化や担い手不足等により農林水産業の就業者は年々減少し、生産者の経営基盤は脆弱となっており、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。

また、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや農林水産物販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結び付ける取り組みとして「地産地消」への期待が高まっています。

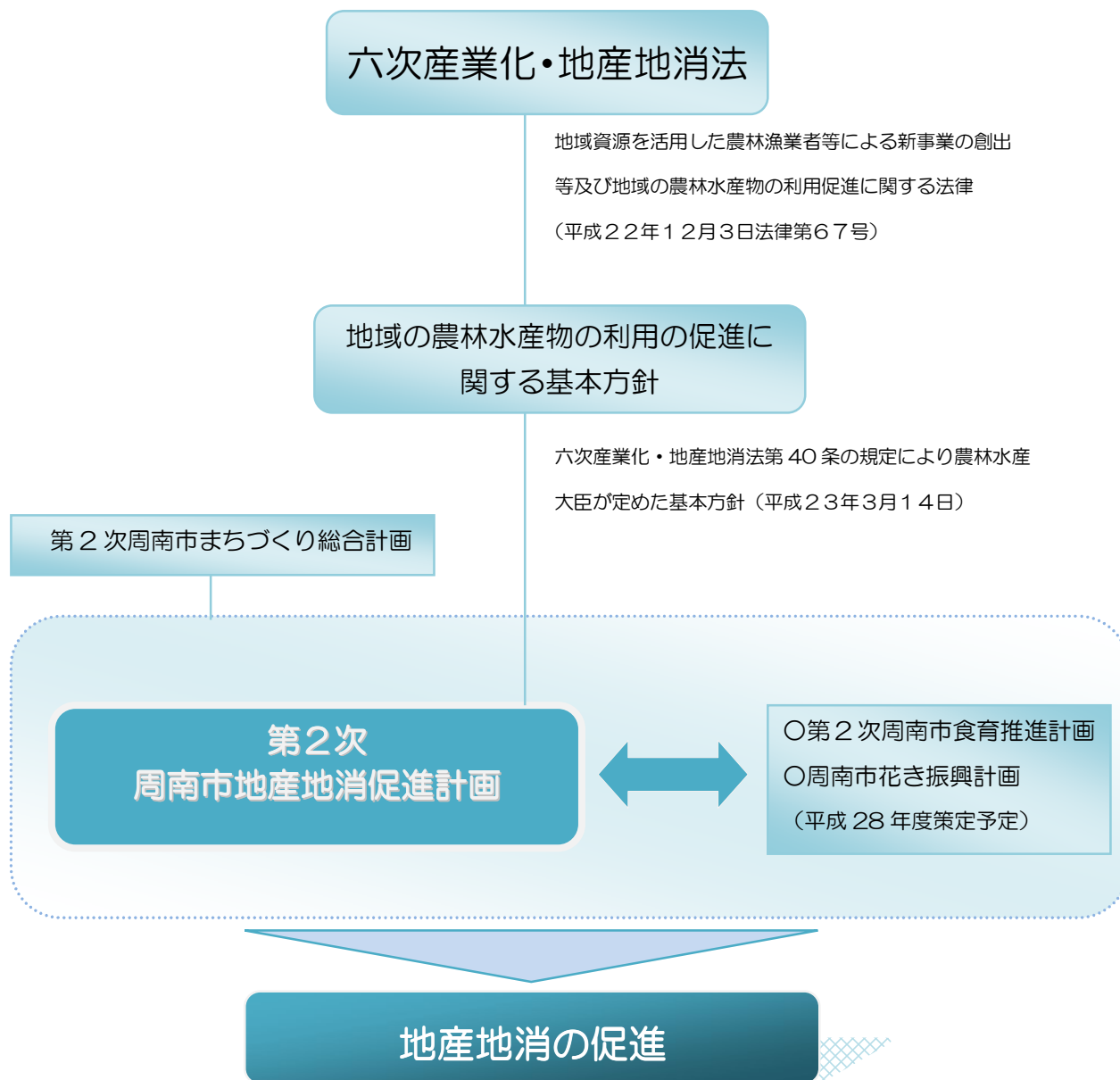
そのような中、国において、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律¹⁾」（以下「六次産業化・地産地消法」という。）が平成22年12月に制定され、市においても、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（地産地消促進計画）を定めるよう努めることが示されました。

そのため、本市においても、全市的な取り組みとして、食と農林水産業をめぐる生産者、流通業者、消費者及び関係機関、団体等が地産地消に関して共通認識を持ち、協働して取り組む指針として「周南市地産地消促進計画」を平成25年9月に策定いたしました。が、平成28年3月に計画期間を終了することから、これまで以上に促進するための新たな行動指針として「第2次周南市地産地消促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2. 位置付け

本計画は、本市における地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、六次産業化・地産地消法第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

なお、本計画は、「第2次周南市まちづくり総合計画²⁾」(平成27年3月策定)に基づく個別計画として、「第2次周南市食育推進計画³⁾」(平成26年3月策定)等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、第2次周南市まちづくり総合計画²⁾の前期基本計画と終期を合わせることとし、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

ただし、必要に応じて内容等の見直しを行います。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「農」と「食」の強い結びつきによる地域の活性化

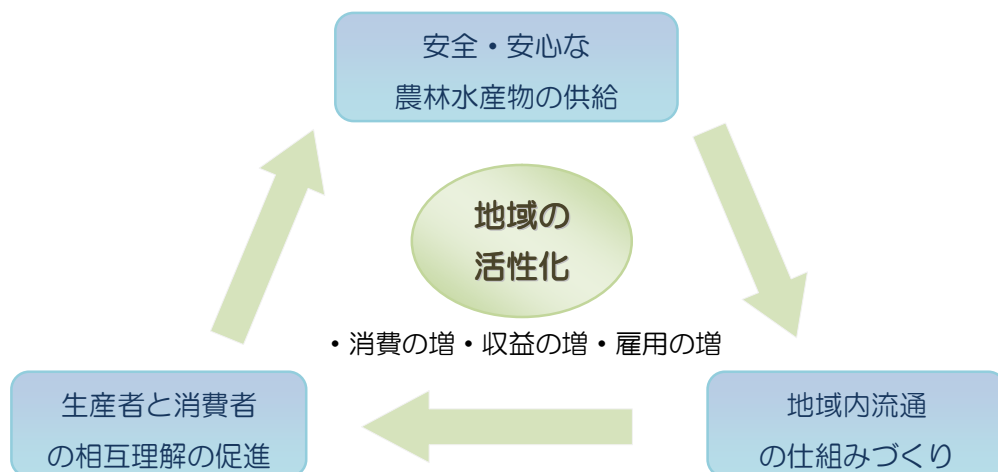
近年、農林水産物を取り巻く消費や流通は、食生活の多様化、中食化⁴⁾や外食化の進行、小売の大型化による流通の広域化など、大きく変化しており、生産者と消費者の距離は広がりを見せています。

このような中、地産地消は、地域と食の関わりを見つめ直し、生産者と消費者の結びつきを深めることを通じて、安全・安心な食料の供給、豊かな食生活の実現、地域の伝統的な食文化の継承、さらには、付加価値の高い農林水産物の生産・販売による地域の活性化など、多面的な効果が期待できるものとして注目されています。

そこで、本計画では、「農」と「食」の強い結びつきによる地域の活性化を新たに基本理念として掲げ、消費者が「旬」と「彩り」にあふれる市内産農林水産物の理解と愛着を深めることで、利用の促進を図るとともに、農林漁業者が生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化⁵⁾による地域の活性化を目指し、以下の基本目標を掲げ計画的に取り組みます。

2. 基本目標

- ① 安全・安心な農林水産物の供給
- ② 地域内流通の仕組みづくり
- ③ 生産者と消費者の相互理解の促進



3. 施策の体系

■ 基本理念

「農」と「食」の強い結びつきによる地域の活性化

■ 基本目標

安全・安心な
農林水産物の供給

地域内流通の
仕組みづくり

生産者と消費者の
相互理解の促進

■ 基本施策

(1) 担い手の育成・確保

(2) 産地の育成強化

(3) 農地の有効活用

(4) 安全・安心の確保

新 (5) 6次産業化の推進

(1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化

(2) 学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大

(1) 農林水産業とふれあう場の創出

(2) 地産地消の普及・啓発の推進

(3) 「食育」の推進

■ 具体的施策

① 新規就農者の育成

② 新規漁業就業者の育成

③ 認定農業者の育成

④ 女性就業者の育成

⑤ 集落営農法人の設立・運営支援

⑥ 企業の農業参入促進

① 産地の育成・強化

② 地域ブランドの育成

① 耕作放棄地の発生防止及び再生・活用

② 新規就農者等への農地借入条件の緩和

① 食の安全確保

② 消費者への PPR

新 ① 6次産業化の推進

新 ① 道の駅「ソレーネ周南」の取り組み

② 直売所の拡充

③ 近隣市町との広域連携

① 供給ルートの多様化

② 献立の拡充

① 市民農園等の整備・拡大

② 地産地消・食育など学びの場の創出

① 地産地消推進店の認定

新 ② 道の駅等による地産地消の推進

新 ③ 官学連携による地産地消の推進

④ イベント等による地域活性化

① 周南の食文化の継承・創造

② 地域で食育を進める人材の育成

※**新**とは、新規に設定した項目です。

Ⅲ

地産地消の促進に向けた取り組み

■基本目標

安全・安心な農林水産物の供給

1. 現状と課題

市内の農家数は5年前と比較して就業者数で約14%減少しており、それに伴って生産力も低下しています。特に販売農家数では約22%減少している状況にあることから、販売農家となる担い手の育成・確保を喫緊の課題として、新規就農者、集落営農法人⁶⁾、農業参入企業などの育成に取り組んできました。今後はさらに、就業後の経営の安定、拡大に向けた支援が必要となります。

また、農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地⁷⁾が増加しており、その対策として国の事業などに取り組んできましたが、今後はそれに加えて、農地の流動化⁸⁾を促進することも求められています。

2. 目指す方向

地場産農林水産物を安定的かつ持続的に供給するために、農林水産業の新規就業者を育成するとともに、農業生産法人⁹⁾をはじめとする、多様な担い手の経営の安定化が図られるよう支援します。

また、環境に優しい生産の取り組みなどを通じて、生産者の食の安全・安心に対する意識改革を進め、農林水産物の安全性を確保するとともに、消費者の安心感を高めるための情報収集・発信を行っていきます。

さらに、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化による6次産業化⁵⁾により、魅力ある商品の開発と農林水産物の付加価値が高まることで、農林漁業者がやりがい・生きがいをもてる環境をつくり、活力のある地域づくりを推進します。

①新規就農者の育成

新■本市で新規就農を希望する都市部からのUJIターン者に、農業による移住・定住を推進していく上で必要な、「技術研修」「農地の確保」「機械・施設整備」「住居の確保」をパッケージで支援し、将来の地域農業の担い手となるべき人材として育成します。



【トマト栽培用ビニールハウス】

■関係機関が連携し、農家、非農家を問わず就農意欲の高い人を、「新規農業就業者定着促進事業¹⁰⁾」により募集から研修、就業、定着までの一貫した担い手支援策を行い、県内外からの確保と就業後の定着を進めます。

■定年帰農者、非農家出身の新規就農者などの多様な担い手を地域農業の重要な構成員として位置づけ、就農相談窓口の充実を図ります。

■関係機関と連携し、やまぐち就農支援塾¹¹⁾など、就農目的に応じた農業研修制度の充実を図り、新規就農者が栽培技術等を早期に習得できるよう支援します。

■関係機関と連携し、新規就農者の農地確保のために農地中間管理事業¹²⁾を積極的に活用するとともに、経営の早期安定化が図られるよう支援します。

＜数値目標＞

	平成 26 年度実績		平成 31 年度目標
認定就農者数 (市が認定した新規就農者数)	12 人	⇒	17 人

②新規漁業就業者の育成

■関係機関が連携して「新規漁業就業者定着促進事業¹³⁾」により、募集から研修、就業、定着までの一貫した担い手支援策を行い、県内外からの確保と就業後の定着を進めます。

③認定農業者¹⁴⁾の育成

■周南市担い手育成総合支援協議会¹⁵⁾を通じて、農業経営改善計画¹⁶⁾の作成支援や営農相談、技術指導、経営管理能力向上のための研修会、各種情報の提供を行います。

認定農業者 58 経営体 (H27.3 末現在)

④女性就業者の育成

■女性就業者の能力を十分に発揮できる環境づくりとして、家族経営協定¹⁷⁾の締結や認定農業者¹⁴⁾の共同申請を促進するとともに、各種協議会等委員への登用に向けた啓発を行います。

■周南地域農山漁村女性連携会議¹⁸⁾を通じて各種情報の提供や講習会などの取り組みを行い、地場産農林水産物を活用した加工品の製造・販売活動などを支援します。



【企業組合 しゃくなげ】

新<<数値目標>>

平成 26 年度実績		平成 31 年度目標
女性グループ等法人化数	1 法人	⇒ 5 法人

⑤集落営農法人⁹⁾の設立・運営支援

■集落営農法人は、効率的かつ安定的な農業経営に加え、農地や環境保全、農村の集落機能の維持・充実への貢献も期待できることから、農業農村の有力な担い手として位置づけ、その設立を推進します。

■集落営農法人の経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営能力を高めるための研修の場の設定、融資資金の相談などの支援を行います。

集落営農法人 15 組織 (H27.3 末現在)

⑥企業の農業参入促進

■企業が有する優れた経営能力や資本力、技術力を活用して、農産物の加工、販路開拓等の新たな農業ビジネスモデルの確立を目指します。

①産地の育成・強化

新 ■ 鹿野地区の特産品である「わさび」の生産が大きく減少しているため、関係機関と連携し、少ない労働力と短期間で収量が見込める超促成栽培技術¹⁹⁾を確立し、普及することにより「わさび」の産地化を図ります。



【わさび】

新 ■ 中山間地域と平坦地においてそれぞれの環境に適した作型をハウス栽培と露地栽培を組み

合わせ栽培することにより、産地リレーによる周年出荷ができる生産・販売体制を整え、「トマト」の産地化を図ります。

新 ■ 農林事務所畜産部やJA全農やまぐちなどで構成されている周南市畜産振興協議会と連携することで、家畜の改良や生産者の飼養管理技術の向上を図り、市内産畜産物のブランド化を推進します。

■ 消費者の需要に応える産地育成のために、トマトやいちご、わさびなどの市で定める品目について支援します。

■ 「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」を基本に、トラフグやキジハタなどの稚魚等の放流や「周南たこ」の産卵床用たこつぼを沈設することで、漁業生産の安定化を図ります。

②地域ブランドの育成

■ 市内産の優れた農林水産物等を「しゅうなんブランド」として認定し差別化することで、消費者に対して効果的かつ分かりやすい情報を発信します。また、認知度が高まることで付加価値の向上と地域の活性化を目指します。



《数値目標》

	平成 26 年度実績		平成 31 年度目標
しゅうなんブランド認定数	68 品	⇒	100 品

基本施策（3）

農地の有効活用

①耕作放棄地の発生防止及び再生・活用

■農業生産基盤である農地について、食料生産機能のほか、水源涵養機能²⁰⁾をはじめとする多面的機能の保全を図るため、地域ぐるみでの耕作放棄地の発生防止や再生・活用の取り組みを支援します。

耕作放棄地の再生面積 13.8ha (H21～H26 年度実績)

②新規就農者等への農地借入条件の緩和

■新たに農業を始めたい人が、段階的に規模拡大を目指した新規参入が容易にできるように、小面積の農地でも借りることを可能とする農地借入条件の緩和を行います。

基本施策（4）

安全・安心の確保

①食の安全確保

■生産者を対象にJAS法²¹⁾、農薬取締法²²⁾などに関する制度を周知するとともに、化学肥料・農薬の低減や農薬飛散を防止する技術指導などを行うことにより、適切な栽培や出荷を推進します。

■地域の農業者が連携した循環型農業²³⁾やエコファーマー²⁴⁾などが行う環境保全型農業²⁵⁾を推進します。

エコファーマー 98人 (H27.3 未現在)

②消費者へのPR

■食の安全性を確保するための生産者の取り組みや様々な食品表示制度などについて、研修会やパンフレット、ホームページなどを通じて、消費者へ向けて情報を発信します。

基本施策（5）

新 6次産業化⁵⁾の推進

①6次産業化の推進

■生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から一步を踏み出す取り組みに対して支援します。

■農林水産物の付加価値を高めるために、「六次産業化・地産地消費」や「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律²⁶⁾」に基づく補助事業や有利な資金を活用するなど、

関係機関とともに6次産業化を推進します。

新<<数値目標>>

	平成 26 年度実績		平成 31 年度目標
総合化事業計画認定数 ²⁷⁾	2 件	⇒	5 件

■基本目標

地域内流通の仕組みづくり

1. 現状と課題

地産地消を推進するため、作物の栽培管理技術や家畜の改良・飼育管理技術の向上を図り、また稚魚の放流や漁礁の設置により、つくり育てる漁業を推進してきました。

また、「しゅうなんブランド」となる特産物の生産を支援し、新しいメニュー開発等の取り組みや、地産地消PRマップの作成、学校給食においては、米飯給食の拡大や、地場産農林水産物の利用拡大などさまざまな取り組みを行っています。

このような中、近年、家畜の改良などを進めたことにより、市内産和牛の肉質等級が安定して高いことから、地域内流通システムを確立し、消費者への普及や利用拡大を促進する必要があります。

さらに、地産地消の拡大を図るためには、関係機関と連携した市内外に向けた積極的なPR活動や直販など新たな流通体系の開拓と販路の拡大を促進し、経営の安定化と供給体制の構築が重要となります。

2. 目指す方向

地域内流通を推進するため、身近な場所で購入できるよう流通・販売の仕組みを充実させるとともに、生産・販売の情報を提供し、地場産農林水産物の利用拡大を推進します。

また、供給の安定を図るため、近隣地域間の相互理解を促進し、広域連携体制の構築を図ります。

新①道の駅「ソレーネ周南」の取り組み

■ オール周南による地産地消を推進するため、高齢化が進む小規模農家が安心して出荷できるよう、民間事業者と連携した集荷システムを構築し、周南市全域を対象とした地産地消を推進します。



【道の駅「ソレーネ周南」】

②直売所の拡充

- 消費者ニーズに対応するため、出荷者への情報提供を行います。また、消費者に対して積極的な情報発信を行い、利用者の拡大と収益の増加を促進します。
- 品揃えや供給量の拡大を図るため、出荷者に対し、指定品目の種苗及び生産施設の整備に対する支援を行い、新規出荷者を育成します。
- 自給的農家や定年帰農者など多様な担い手が、出荷者として出荷登録できるよう関係機関と連携を図ります。

③近隣市町との広域連携

- 新たな販路開拓や利用促進を図るため、広域による連携体制を構築し、積極的な情報交換と集客力のあるイベントにより、県内外に広く情報発信を行います。
- 農商工連携²⁸⁾などによる新たな販路開拓や魅力的な商品開発により、地場産食材が積極的に活用されることで、新たな生産喚起が図られるよう、広域連携の視点での情報交換の場を設置します。



【東京で開催した周南地域うまいっチャフェア】

基本施策（2）

学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大

①供給ルートが多様化

■給食に使用する食材については、供給元が多様化を図ります。

②献立の拡充

■地場産農林水産物の使用が促進されるよう、献立の拡充を図ります。

《数値目標》

	平成26年度実績		平成31年度目標
学校給食における 市内産食材使用割合 (県内産食材使用割合) 食材数ベース	22% (57%)	⇒	30% (60%)

■基本目標

生産者と消費者の相互理解の促進

1. 現状と課題

高齢化や過疎化の進展により、農林水産業を継続することが困難な生産者が増加する一方で、消費者においては、都市化の進展や産業構造の変化などにより農林水産業に対する問題意識や関心が低くなるなど、生産者と消費者の間に距離が生じています。

これまで、学校給食での「地場産給食の日」などの啓発推進日の設定や、地場産農林水産物を使用した郷土料理レシピ集などの冊子の発行、「食育の日²⁹⁾（毎月19日）」などにイベントを開催するなど、地産地消や食育をテーマにさまざまな啓発活動を行ってきました。

今後は、市民が積極的に農林水産業に関われるよう、市民協働の視点に立ち、参加型・体験型の活動を推進し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ることが必要となります。

2. 目指す方向

農山漁村地域の活性化や里地・里山³⁰⁾が有する豊かな自然の保全を図るため、グリーンツーリズム³¹⁾など都市住民による農業・農村や漁業・漁村との交流を推進するとともに、地産地消推進店の認定や道の駅「ソレーネ周南」等による消費の拡大や、イベント等を利用した生産者と消費者との相互理解を促進します。

また、健全な食生活や地域特産物、郷土料理など風土に適した食文化の継承を推進するため、関係機関と連携し、これらに関する普及啓発に努めます。

基本施策（1） 農林水産業とふれあう場の創出

①市民農園³²⁾等の整備・拡大

■市民が農業や農村にふれあえる場として、市民農園の設置を行うとともに、学校農園や福祉農園³³⁾、教育ファーム³⁴⁾の取り組みを支援します。

市民農園の設置数・利用区画数 110区画設置うち80区画利用 利用率72.7%（H26年度実績）

②地産地消・食育など学びの場の創出

■小学校の総合学習や公民館等の生涯学習において、地産地消の意義や食育などの啓発講座を推進します。

■農業や稚魚放流の体験等を通じて、農業や漁業、地産地消、食育を学ぶ場として学校等での取り組みを支援します。

農林業の体験活動を実施している団体 2団体 参加延べ人数712人（H26年度実績）
--

基本施策（2） 地産地消の普及・啓発の推進

①地産地消推進店の認定

■市内産農林水産物を積極的に取り扱う店舗等を周南市地産地消推進店として認定し、こうした取り組みを通して農林水産物の生産及び消費拡大を図ります。



《数値目標》

	平成26年度実績		平成31年度目標
地産地消推進店	56店舗	⇒	100店舗

新②道の駅等による地産地消の推進

■道の駅「ソレーネ周南」や市内直売所では、顔が見え、産地の分かる地場産農林水産物を直接会話をしながら販売を行うことで、地場産農林水産物の利用促進を図ります。

新③官学連携による地産地消の推進

■宇部フロンティア大学短期大学部との官学連携協定に基づき、農林漁業の振興及び食を通じた教育、文化などの分野において積極的に連携することで、地産地消の普及と啓発の推進を図ります。

④イベント等による地域活性化

■地場産農林水産物の認知度の向上と、地産地消の意識向上を図るため、関係団体と連携し、各種イベント等において、地産地消や食育、地域ブランドの普及・啓発を促進します。

基本施策（3）

「食育」の推進

①周南の食文化の継承・創造

■地域や学校・保育所等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次世代へ継承することを推進します。

■地場産農林水産物の普及を推進するため、関係団体と協働で地産地消をテーマにしたイベントを開催します。

■地元の豊かな農林水産物を使った郷土料理の伝承及び新たな地産地消料理の創作を推進します。



【郷土料理レシピ集】

②地域で食育を進める人材の育成

■「食育」を全市的に展開していくために、地域で「食育」に関わるボランティアの育成を推進します。

IV

計画の推進体制

本計画を実施するため、市内の生産、流通、消費などの関係団体、市や県などの行政、公募の市民などで構成する「周南市地産地消推進協議会」を推進本部とし、市内及び近隣市町における各団体等が取り組む地産地消推進事業との協働・連携体制を構築し、取り組みを推進します。

周南市地産地消推進協議会

地域ブランド・産地育成強化プロジェクト会議

■基本目標

「安全・安心な農林水産物の供給」

■基本施策

- (1)担い手の育成・確保
- (2)産地の育成強化
- (3)農地の有効活用
- (4)安全・安心の確保
- (5)6次産業化の推進

流通・販売促進プロジェクト会議

■基本目標

「地域内流通の仕組みづくり」

■基本施策

- (1)消費者ニーズに対応した流通の多様化
- (2)学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大

地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト会議

■基本目標

「生産者と消費者の相互理解の促進」

■基本施策

- (1)農林水産業とふれあう場の創出
- (2)地産地消の普及・啓発の推進
- (3)「食育」の推進

■その他

- (1)地産地消促進計画の作成
- (2)組織の運営に関すること

《資料編》

■周南市地産地消推進協議会 構成団体

	団 体 名
学識経験者	※1 宇部フロンティア大学短期大学部
農業団体	周南農業協同組合
	周南地域集落営農法人等連絡協議会
畜産団体	周南市畜産振興協議会
漁業団体	山口県漁業協同組合 周南統括支店
消費者代表	周南市消費者協会
販売・流通関係	※2(株)丸久
	周南料飲組合
	周南西料飲組合
	道の駅ソレーネ周南（指定管理者）
商工関係	（公財）周南地域地場産業振興センター
観光関係	（一財）周南観光コンベンション協会
関係団体	未来プロジェクト協議会
一般公募	一般公募 5 名程度
行 政	山口県周南農林事務所
	周南市地域振興部 観光交流課
	周南市経済産業部 商工振興課
	周南市経済産業部 水産課
	周南市教育委員会教育部 学校給食課

※1：官学連携協定（平成 26 年 8 月 4 日）による

※2：地域活性化包括連携協定（平成 25 年 11 月 12 日）による

■用語解説

1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

6次産業化及び地産地消に関する法律で「六次産業化・地産地消法」と略される。6次産業化とは、地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取り組み。この法律の第41条で、都道府県及び市町村が、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）を定めるよう努めることと規定。

2) 第2次周南市まちづくり総合計画

平成17年3月に策定した「周南市まちづくり総合計画」の第2次計画であり、まちづくりの基本理念「∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」として掲げ、その実現のための施策の方向性を定めたもの。

3) 第2次周南市食育推進計画

「食育基本法」（平成17年6月17日法律第63号）第18条の規定による食育推進計画。本市の現状と地域特性を踏まえ、平成26年3月に策定。計画期間は平成26年度～平成31年度。食を考え、楽しむ力をもつひとづくり、食育を支える人々の絆で、元気で喜びと感謝に満ちたまちづくりを目指す。

4) 中食

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる内食の中間にあって、市販の弁当や惣菜などの調理・加工された食品を家庭や職場等で食べること。

5) 6次産業化

地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取り組み。

6) 集落営農法人

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し（集落ぐるみ）、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。

7) 耕作放棄地

過去1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地。

8) 農地の流動化

農地の権利移動のこと。貸借（賃借権利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように農地の権利移動を促進すること。

9) 農業生産法人

農業経営を行う法人のうち、農業及びその付帯事業を専業とするなど、農地法に定める一定要件を満たす農事組合法人、有限会社、株式会社等。農地の所有権や賃借件が認められている。平成 28 年 4 月 1 日から、農地所有適格法人と名称を変更。

10) 新規農業就業者定着促進事業

新規就農者を幅広く確保するため、就農相談や就農研修の拡充を図るとともに、就農後の経営安定化を支援する就農給付金の交付など、総合的な就農支援の取り組みを推進する県の事業。

11) やまぐち就農支援塾

山口県農林総合技術センター農業担い手支援部が実施している、本格的に農業に取り組む予定の方を対象として、基礎から農業を勉強するための体験型の研修。

12) 農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 101 号）に基づき、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たな農業経営者の参入などを促進することで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上を目的とした事業。

13) 新規漁業就業者定着促進事業

漁業就業者の確保、育成を推進するため、漁協、市町及び県が一体となって、基礎から実践までの段階的な研修や就業後の定着支援など、地域の雇用の受け皿となるよう、確実な就業を支援する県の事業。

14) 認定農業者

農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、その計画の達成される見込みが確実であり、また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、市の基準に適合するとして、市から認定を受けた農業者。

15) 周南市担い手育成総合支援協議会

担い手の経営改善支援に取り組むとともに、認定農業者の認定を行い、必要な支援を提供することを目的として、県、市、周南農業協同組合等で構成された組織。

16) 農業経営改善計画

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置が記載された、認定農業者になるために市町村に提出する計画。

17) 家族経営協定

家族農業経営の労働時間、報酬、休暇等について家族間で取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するもの。

18) 周南地域農山漁村女性連携会議

農林漁業生産、農林漁家生活の運営及び地域社会の維持に大きな役割を果たしている農山漁村女性の社会参画の促進と地位の向上を図るための活動を行うことを目的として、農林水産業の女性団体等で構成された組織。

19) 超促成栽培

野菜及び花などをビニールハウスなどの施設を用いて露地栽培よりも早く収穫する栽培法。

20) 水源涵養機能

降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される機能。

21) JAS法

正式名は「農林物資の規格化等に関する法律」（昭和25年5月11日法律第175号）で、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の選択に資することを目的としている。

22) 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律。

23) 循環型農業

農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するもの。

24) エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年7月28日法律第110号（持続農業法））に基づき、たい肥による土づくりと、化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、知事の認定を受けた農業者の愛称。

25) 環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。

26) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

農商工連携に関する法律で「農商工等連携促進法」と略される。農商工連携とは、地域資源を有効活用するため、農林水産業、商業、工業等の産業間での連携を強化し、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

27) 総合化事業計画

六次産業化・地産地消法第5条に基づく「総合化事業計画」。農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（農林水産大臣が認定）。

28) 農商工連携

地域資源を有効活用するため、農林水産業、商業、工業等の産業間での連携を強化し、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

29) 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として食育推進基本計画により毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日として定められた。

30) 里地・里山

人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林（原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、又は人為的に再生した森林）、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。同時に、人間の生活・生産の場であり、生活文化が育まれ、多様な価値を持つ多義的な空間。

31) グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。

32) 市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

33) 福祉農園

医療法人、社会福祉法人等がその業務の用に供する農園。

34) 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組み。農林漁業者などによる指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間をかけて行うもの。